

令和 2 年 6 月 16 日現在

機関番号：12613

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13644

研究課題名(和文) 責任財産の分割と移転 フランスにおけるパトリモワヌ概念をめぐる議論を参照して

研究課題名(英文) Division and transmission of nonexempt property

研究代表者

小峯 庸平 (KOMINE, Yohei)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：80707464

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本における一般責任財産に対応するフランス法上の概念であるパトリモワヌは、人に帰属する財の集合体であり、単一で不可分なものとして構想された概念であった。さらに、人の負う債務の引き当てとなる性質を持っている。もっとも、人の負う債務のすべてが、等しくパトリモワヌに含まれる財を引き当てとするという現象は、当初から例外となる法制度を複数抱える存在であった。このような法制度を、理論の枠内に位置づけるべく、パトリモワヌの単一性や不可分性という原則を修正する主張が行われてきた。これらの主張は、パトリモワヌ概念を修正しつつ、分割された財産塊の単位としては、一定の活動を想定している点で共通している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第一に、本研究のように、日本においては責任財産概念を正面から検討対象としている研究は少なく、その分割・移転可能性といった視点に立っているものはほとんど存在しない。このため、本研究は責任財産の分割や移転の可能性を検討するための素材を提供することを目的とするという点で、独自性を有する。

第二に、パトリモワヌ概念を扱った先行研究は存在するが、これらにおいては、議論の概括的な紹介にとどまっており、また、2000年以降の議論にはほとんど触れられていない。本研究は、現在に至るまでのフランスにおけるパトリモワヌ概念をめぐる議論を、分割・移転可能性という対立軸に沿って分析するものである点でも、独自性を有する。

研究成果の概要(英文)：Patrimoine, a French legal concept corresponding to nonexempt property in Japan, was a group of goods belonging to a person, and was a concept envisioned as a single, indivisible thing. In addition, it has the property of allocating the debt borne by a person. However, from the beginning, the phenomenon that all the debts that a person owes was owed to the goods contained in Patrimoine equally had multiple legal systems that were exceptional. In order to position such a legal system within the framework of theory, claims have been made to amend Patrimoine's principle of unity and indivisibility. These claims are common in that, while modifying the Patrimoine concept, they assume a certain activity as a unit of divided property blocks.

研究分野：民法

キーワード：民法 財産法 債権法 担保法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

日本法における責任財産という概念は、債権の引当となる財産を指す用語であるが、日本法の議論においては、これが債務者の所有する財産のすべてを指すものであることが、暗黙の前提とされてきた。しかし、信託法制の整備や、濫用的会社分割の詐害性を指摘した最高裁判例の出現によって、この前提を再検討すべき必要が生じてきている。つまり、責任財産というものを、一つの法主体の下で複数に分割し、これを第三者に移転させることが可能であるか、それが可能であるとして、いかなる規律が必要であるかを検討する必要が生じていた。しかし、日本においては、責任財産概念についての研究は、正面からは行われていなかった。

もっとも、視線を海外に向けると、フランスにおいては、このような議論が、19世紀以来活発に行われていた。この議論は、日本法でいうところの責任財産に対応する概念であるパトリモワヌ (patrimoine) という概念を中心に行われている。この概念は、19世紀半ばにオブリとローによる共著のフランス民法の教科書において、「一人の人に帰属する財産の総体」として構築された。その後のフランス学説は、この概念を用いて、パトリモワヌの分割可能性や譲渡可能性について、可能、不可能の両方向から、様々な見解を提示していた。また、フランスでは、21世紀に入り、信託法制が整備されたことに加え、個人事業主の責任を制限する立法の中で、個人事業主のパトリモワヌを二分割することを可能にする制度が設けられたために、パトリモワヌの分割可能性をめぐる議論は、非常に活発に行われるようになっていた。

上記の背景の下で、フランスにおけるこのような議論を分析・検討することは、「責任財産の分割可能性・移転可能性」といった検討枠組みを持たなかった日本法の議論を大いに発展させる可能性をもつ研究であった。

### 2. 研究の目的

このような問題設定に基づき、本研究の目的は、以下のプロセスでフランスにおけるパトリモワヌ概念をめぐる議論を参照することで、日本法において責任財産の分割可能性・移転可能性の有無という問題を検討するための示唆を得ることであった。

#### (1)パトリモワヌ概念の19世紀における理論的構造の探求

パトリモワヌ概念は、19世紀に登場し、「一人の人に帰属する財産の総体」として定義された講学上の概念である。この概念が、債権の引当となる財産の集合体を指す概念として、また、不可分で移転不能な概念として考えられた。パトリモワヌ概念がこのような機能と性質を持つ上での、財産・人・債務という三つの概念の理論上の構造を探求することが、本研究の第一段階の目的である。

#### (2)パトリモワヌ概念の20世紀以降の変容の分析

20世紀以降、パトリモワヌ概念は、変容を受けることになる。一つの法主体の下で、パトリモワヌを複数に分割する可能性を探求し、そのために新たなパトリモワヌ概念を提唱する学説が複数提唱されてきたためである。これらの学説が、このような分割の具体例として挙げた法制度や、分割を可能にするためにパトリモワヌ概念に与えた修正を観察することが、本研究の第二段階の目的である。パトリモワヌの分割可能性を認めることが、フランス法における様々な法制度を理論から外れた例外として理解するのではなく、統一的な理論の下に説明することが可能になる。また、この観察からは、新たな立法によって債務者の責任形態の多様化が可能であると考えられていることも明らかになる。

#### (3)パトリモワヌ概念に基づく理論的構造と具体的法制度の構造との関連性の分析

パトリモワヌの分割や移転の具体例として挙げられている法制度において、パトリモワヌの分割や移転といった理論的構造が、いかなる法技術として反映されているかを確認することが、本研究の第三段階の目的である。この検討により、日本法において責任財産の分割や移転の可能性を検討するにあたって採用すべき法技術の具体例が示されることとなる。

### 3. 研究の方法

前述のように、本研究は、フランスにおけるパトリモワヌ概念をめぐる議論を参照することで、その分割や移転を認めることの意義を明らかにすることを目的とするものである。そのための研究方法としては、関連するフランス法上の文献を時系列に沿って読み解き理解を蓄積していくというスタイルを採用した。

はじめに、パトリモワヌ概念を提唱したオブリとローの見解を分析し、また、オブリとローが提唱したパトリモワヌ概念に修正を加えた諸理論の分析を行う。ここで検討対象とする理論は、以下の三つである。第一に、パトリモワヌの分割可能性や移転可能性をはじめ理論化したガザンの見解である。ガザンの見解は、パトリモワヌの分割・移転を主張する以後の学説においても、議論の前提とされているためである。第二に、人格そのものの分割によりパトリモワヌの分割・移転を可能にしたトマ＝レイノーの見解である。この見解は、ガザンの理論に部分的に反発し、オブリとローの見解と同様に、人格とパトリモワヌの間に築かれた関係を維持しながらパトリモワヌの分割・移転を可能にする理論として注目に値する。第三に、パトリモワヌ概念の放棄を

主張したイエズの見解である。この見解は、オブリとローの見解にも、ガザンの見解にも、財産と債務と人格との多様な関係を一元的に説明しようとする点に無理があることを指摘し、個々の法制度に即して財産と債務と人格との関係を理解しようとする点で、注目に値する。

続いて、具体的な法制度において、パトリモワヌの分割や移転の具体例として挙げられている諸々の法制度の分析を通じて、パトリモワヌの分割や移転という理論的構造が、具体的な法技術としていかに現れているかを明らかにする。ここで取り扱われる法制度は、古いものでは限定承認や財産分離があった場合の相続財産にはじまり、新しいものでは信託財産や、有限責任個人事業者に認められたパトリモワヌの分割に至るまで、多岐にわたる。これらの法制度について、それぞれの理論がいかなる理論的位置づけを与えているかを検討し、パトリモワヌの分割や移転という理論的構造が、いかに反映されているかを、具体的な法制度に即して検討する。

最後に、これまでの研究成果を踏まえ、フランス法におけるパトリモワヌの分割可能性に関する議論を総括することで、そこに存在する対立軸を抽出し、また、その具体例とされる法制度で用いられている法技術を総括することで、この理論的構造を可能にする法技術的な条件を抽出する。

#### 4. 研究成果

第一に、オブリ/ローの理論の分析により、以下の点が明らかになっている。パトリモワヌという概念が、債務の引当となる財の集合体を指す概念として、また、不可分で移転不能な概念として構築されてきた根拠として、「人」という概念が持つ重要な意義が明らかになった。すなわち、パトリモワヌとは、「人」に帰属する財の総体を指す概念であり、そこで財とは、金銭的価値として抽象化された形で観念され、それ以上の具体的な性質を捨象された概念として描写された。その結果として、「人」に帰属する財は、それ以上の具体的な性質を持たず、一定の基準によって分割されることはないと考えられ（パトリモワヌの不可分性）、また、「人」に帰属する財産の総体は一つしか観念されないことになった（パトリモワヌの単一性）。このようにして観念される財の総体は、第一に、「人」そのものに代わって「人」が負う債務の引当となる役割を与えられた。また、第二に、死亡の際には、相続の形をとって「人」そのものが承継されるのに伴って承継されるが、それ以外の場面では「人」を離れて移転することができずと考えられていた。もっとも、このような概念構築に反して、19世紀当時から、このようなパトリモワヌの概念に反する法制度は複数存在しており、時代を追うにつれて増加していったことも明らかになった。このような状況をもとに、20世紀以降においては、当初観念されたパトリモワヌ概念を修正する複数の学説が登場することになる。

第二に、当初単一で不可分のもと考えられていたパトリモワヌ概念を可分で移転可能なものへと改める主張を検証することによって、以下の点が明らかになっている。これらの主張は、責任財産の中にある複数の財産塊の存在をそれぞれ異なる論理により基礎づける主張である。第一の主張は、パトリモワヌ概念と人概念との関係を切り離すことでパトリモワヌの不可分性や移転不能性を消滅させ、これにより失われる債務と財との連関については、財が直接債務を負担するという理解をすることで、責任財産としての実態を維持する。第二の主張は、パトリモワヌと人との連関を維持しつつ、人概念と可分なものへと変容させることでパトリモワヌ概念を可分・移転可能なものへと変容させる。第三の主張は、パトリモワヌ概念を放棄して財と人との関係を切り離し、また、財が所有者の負う債務の引き当てとなることについては、人概念からの演繹的な理解をするのではなく、法政策上の判断に基づいて様々な形式がありうることを正面から認めることで、責任財産を分割することを可能にする。また、これらの理論的構造の比較に基づき、パトリモワヌが複数の財産塊に分割され、かつ、これが特定の債務塊の引き当てとなる場合には、ある種の活動を単位とすることが前提とされていることが明らかとなった。これらの理論的構造が明らかになることは、責任財産の分割の基準や、それに必要な手続きなど、責任財産を分割する法技術的構造を検討する前提となるものであり、今後の研究の進展のために重要な意義を有する。また、これらの理論的構造を比較分析することにより、日本における同様の理論の適用可能性を検討する際に重要な意義を有する。パトリモワヌ概念を持たない日本においては、パトリモワヌ概念を放棄する考え方が最も参考になるところであるが、その際においても、責任財産が分割されること自体は認められているため、パトリモワヌ概念についての検討が、同概念を持たない日本においても意義を持つことを明らかにするものである。

2019年度後半は、本研究課題の主要な考察対象であるパトリモワヌ理論が提唱されたフランスにおいて在外研究を行った。パリ第二大学において講義を聴講し、また、当地の研究者と意見交換をすることで、伝統的なパトリモワヌ理論が現在なおフランスにおける財産法の構築の基礎となっており、本研究課題においても検討された、「例外」としての諸制度が、異質なものとして理解されている現状が明らかになった。このことは、パトリモワヌを不可分なものとする伝統的理論によって説明できない法制度の存在をもってしても、依然として、パトリモワヌ概念そのものの有用性が損なわれないことを意味している。パトリモワヌ概念について、分割され、移転する客体となる個々の単位として、伝統的なものとは区別された理解がとられていることは、日本においても、責任財産そのものを移転させる方法を検討するにあたって、示唆に富む現象である。

これらの研究成果は、日本において責任財産の分割や移転といった現象を描写し、あるいは法制度を構想するにあたっての参照に値するものであるが、日本の実定法において、これらの試みが可能であるかを検討することは、今後の課題となる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小峯庸平	4. 巻 135 9号
2. 論文標題 責任財産の分割と移転に関する一考察 フランスにおけるパトリモワヌ概念に関する諸理論を参照して（3）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 61~123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小峯庸平	4. 巻 135 12号
2. 論文標題 責任財産の分割と移転に関する一考察 フランスにおけるパトリモワヌ概念に関する諸理論を参照して（4・完）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1~56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小峯庸平	4. 巻 135
2. 論文標題 責任財産の分割と移転 フランスにおけるパトリモワヌ概念をめぐる議論を参照して（一）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1565 ~ 1632
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小峯庸平	4. 巻 135
2. 論文標題 責任財産の分割と移転 フランスにおけるパトリモワヌ概念をめぐる議論を参照して（二）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 2517 ~ 2564
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小峯庸平
2. 発表標題 責任財産の分割と移転のための一考察
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 小峯庸平	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 256
3. 書名 責任財産の分割と移転	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----